

法律調査メモ

作成日：2026年2月2日

相談内容

むち打ちで3か月通院。めまい、視力低下があり、腰の痛みもある。夜も眠れない日が続き体調不良で有給休暇も12回取得した。損保会社からは50万円での示談交渉があったが納得できない。

争点

1. 損害賠償額の妥当性

提示された示談金50万円が、治療費、慰謝料、休業損害、逸失利益等を適切にカバーしているか。

【損害賠償】 【示談金】 【慰謝料】 【休業損害】

2. 後遺障害の有無と等級

めまい、視力低下、腰痛、不眠等の症状が後遺障害に該当し、適切な等級認定が受けられるか。

【後遺障害】 【等級認定】 【むち打ち】 【めまい】

3. 休業損害の算定

有給休暇12回分の取得が休業損害として認められ、適切に算定されるべきか。

【休業損害】 【有給休暇】 【収入減】 【損害算定】

4. 精神的損害の評価

夜も眠れないほどの体調不良による精神的苦痛が、慰謝料に適切に反映されているか。

【精神的損害】 【慰謝料】 【不眠】 【体調不良】

5. 因果関係の立証

めまい、視力低下、腰痛、不眠等の症状が事故によるものと医学的に証明できるか。

【因果関係】 【医学的証明】 【症状】 【事故】

関連法令 (e-Gov 検索結果)

直接該当する法令が見つかりませんでした

関連判例

法律調査の専門家として、ご相談内容に関連する日本の重要判例・裁判例を以下にまとめました。

ご提示の症状（めまい、視力低下、腰の痛み、不眠、有給休暇取得）は、損害賠償額、特に

AI 調査メモ

事案概要

相談者は交通事故によるむち打ちで3ヶ月通院し、現在もめまい、視力低下、腰痛、不眠といった症状に悩まされています。これらの体調不良により有給休暇を12回取得しており、日常生活にも支障が生じています。損害保険会社からは示談金50万円の提示がありましたが、症状の重さや休業損害、精神的苦痛を考慮すると納得できず、適正な損害賠償額の算定と後遺障害の可能性について検

討を求めています。

主要な争点

1. **損害賠償額の妥当性:** 提示された示談金 50 万円が、治療費、慰謝料、休業損害、逸失利益等を適切にカバーしているか。
2. **後遺障害の有無と等級:** めまい、視力低下、腰痛、不眠等の症状が後遺障害に該当し、適切な等級認定が受けられるか。
3. **休業損害の算定:** 有給休暇 12 回分の取得が休業損害として認められ、適切に算定されるべきか。
4. **精神的損害の評価:** 夜も眠れないほどの体調不良による精神的苦痛が、慰謝料に適切に反映されているか。
5. **因果関係の立証:** めまい、視力低下、腰痛、不眠等の症状が事故によるものと医学的に証明できるか。

関連法令の検討

本件は交通事故による損害賠償請求であり、主に以下の法令が適用されます。

- * **民法第 709 条（不法行為）:** 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。交通事故の場合、加害者の過失により被害者に損害が生じたとして、この条文に基づき損害賠償請求を行います。
- * **民法第 416 条（損害賠償の範囲）:** 債務不履行による損害賠償の範囲を定めていますが、不法行為にも類推適用され、通常生ずべき損害に加え、特別の事情によって生じた損害も賠償の対象となり

ます。本件では、治療費、休業損害、慰謝料、逸失利益などがこれに該当します。

* **自動車損害賠償保障法（自賠法）**：自動車の運行によって他人の生命又は身体を害した場合の損害賠償について定めており、被害者保護の観点から、加害者の無過失責任や最低限の補償を義務付けています。自賠責保険の支払基準は、損害賠償額算定の一つの基準となりますが、一般的に弁護士基準（裁判基準）よりも低額です。

本件では、提示された示談金 50 万円が自賠責保険の基準に近い可能性があり、弁護士基準（裁判基準）による

※ 本メモは AI が生成した参考資料です。法令・判例情報は最新情報を必ずご確認ください。最終的な法的判断は弁護士が行ってください。